昭和58年1月20日 624号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102

ふるさとづくりに若い力を

一月十五日、成人の日のつどい

おめでとう

ナウイ 有権者

【実施計画（58年度～60年度）】三か年における計画事業

教育・文化に関する施策も盛込む

この実施計画は、つぎの年度からはじまる三か年度に実施する事業を定めたもので、区政運営の指針となる重要な計画です。

そして、毎年、その内容を見直し、補完を行い新しい三か年度の計画を作ることとしています。この作業をローリングといいます。

今回のローリングは、この一年間における区政に対するみなさんのご意見やご要望を反映させるほか、区政をとりまく諸情勢の変化に対応して行ったものです。

区では、昭和五十八年度から昭和六十年度までの三か年度にわたる実施計画を昨年十二月、例年よりも早く、改定、発表いたしました。

そこで、その概要をお知らせします。

計画のあらまし

■総事業数　七十事業

■総経費

九十五億六千四百七十一万円

■年度別・事業数と経費

☆昭和五十八年度

六四事業、二十一億九千五百四十二万八千円

☆昭和五十九年度

六十三事業、三十六億二千五百九十八万五千円

☆昭和六十年度

六十四事業、三十七億四千三百二十九万七千円

■項目別・主要施策

別表のとおり

なお実施計画は昭和五十三年六月、昭和六十年代半ばにおける本区の将来の望ましい姿を想定して『活気と安らぎのある調和のとれたまち』を基本目標とした「基本構想」を定め、つづいて、昭和五十五年に、その基本目標を構成するために必要な諸施策の大綱を示した「基本計画」（十か年計画）と、この基本計画にもられた施策を具体的にすすめるため策定したものです。

問合せ　企画部企画課

「ハイ！区長です」はお休みしてます

毎月1日と15日に実施していた「ハイ！区長です」は、加藤区長が病気療養中のため、当分の間、お休みします。

なお、区政に対する苦情や、意見、要望、提案などは、広報課区民相談係でいつでもおうけしています。

実施計画（昭和58年度～60年度）・主要施策

① 教育・文化に関する施策

- 校舎・園舎の整備〈佐久間小学校・幼稚園〉…60年度完成予定
- 校外施設の整備〈軽井沢高原学校〉……61年度完成予定
- 講座・講習会（区民大学）の拡充……58年度拡充
- 図書館分館の設置〈四番町都営住宅に併設〉…60年度完成予定
- 学校開放の拡充〈一橋中学校〉……58年度拡充
- 屋外体育施設の拡充〈野球場・テニス・バレーボールコート〉…58年度借上げ・設置
- 区民スポーツ大会の開催……58年度から開催
- 郷土資料室の設置〈四番町都営住宅に併設〉…60年度完成予定
- 自然休養村の建設……62年度一部開設予定
- 軽井沢区民高原施設の建設〈軽井沢高原学校に併設〉…61年度完成予定
- 道路標識・通学路の整備〈通学路標識・グリーン標示〉…58年度から整備

② 人口減少防止に関する施策

- 市街地住宅供給促進事業の推進……58年度事業開始
- 住宅資金融資あっせんの実施〈利子補給〉
  自己1,500万円　賃貸5,000万円　2%　10年間…56年事業開始
- 区営住宅の建設……58年度調査開始
- マスタープランの作成〈大規模跡地の公共利用〉……59年度調査開始

③ 区民の生活環境の改善・向上

- 橋梁の整備
  - 弁慶橋架替え……59年度完成予定
  - 新川橋耐震補強……60年度完成予定
- 道路及び歩道の整備……58～60年度整備
- 道路標識・通学路の整備〈通学路標識・グリーン標示〉…58年度から整備
- 公害測定分析室・測定機器の整備……58年度整備拡充

④ 区民福祉の向上

- 寝たきり老人療浴サービスの実施……58年度実施
- 障害児保育の拡充〈園児の増〉……58年度拡充
- 心身障害者（児）緊急一時保護の実施……59年度実施
- 重度心身障害者（児）療浴サービスの拡充〈療浴回数の増〉……58年度拡充
- 0歳児保育の充実〈8か月→6か月〉……58年度実施
- 神田東部地区児童福祉施設の建設〈保育所・児童館〉……60年度完成予定
- 各種貸付金の限度額の拡充〈婦人・生業・応急〉…58年度拡充
- 健康手帳の発行……58年1月実施
- 公衆浴場の確保……58年度助成拡充
- がん検診の拡充〈肺がん検診の実施〉……58年度実施
- 区民健康診査の拡充〈年齢引下げ〉……58年度拡充
- 麹町保健所の建設……61年度完成予定

⑤ 中小企業の振興

- 産業動向構造調査の実施……60年度実施
- 商工融資の充実〈目標額35億→38.5億〉……58年度拡充
- 勤労者共済制度の実施……60年度実施
- 勤労福祉会館の建設……60年度調査

⑥ その他

- 庁内誌の発行……58年度発行
- 職員住宅の改築〈四番町都営住宅に併設〉……60年度完成予定

みんなで築こう，ふるさと千代田

第9期 区政モニターを募集

「区政モニター制度」は、区民のみなさんの意見、要望、あるいは提案などを区政に反映させるために行っている区の広聴活動のひとつです。

現在、第八期区政モニターのみなさんが活動していますが、三月でその任期が終ります。

そこで、第九期目のモニターを募集します。任期は四月から来年の三月までの一年間です。

区政モニターから寄せられたさまざまな意見や要望などは、区政をすすめるうえでの参考にしていきます。

住みよい街をみんなで築くために、あなたも区政モニターになってみませんか。

区政モニターの活動内容や募集要領はつぎのとおりです。

●区政モニターの活動

区政モニターの方には、つぎのような活動をしていただきます。

・区政に関するアンケートへの回答（六回程度）

・区政の問題点やあるべき姿について、職員をまじえて意見交換をする「モニター研究会」への出席（五回程度）

・区の施設を実際に訪ねて、施設のあり方などについて考える「区立施設見学会」への参加

・区政に対する意見や気がついたこと、地域の問題点などを報告していただく「随時報告」の提出

区政モニターの募集要領

募集人員　三十名

応募資格　区内に一年以上住んでいる二十歳以上のひと（公務員を除く）

任期　昭和五十八年四月一日から五十九年三月三十一日まで（一年）

謝礼　一万二千円

応募方法　官製ハガキの表に、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入し、裏には応募の動機を簡単に書いて申込んでください。

申込期間　二月一日(火)から二十八日(月)まで（当日消印有効）

選考・採用　応募の動機、地域、年齢、性別、職業などを参考にして選考し、三月中旬にその結果をお知らせします。

申込先・問合先　〒102 千代田区九段南一―六―十一千代田区企画部広報課

地域で考える私たちの身近な問題

地区別懇談会

2月7日から各区民会館で

地域のみなさんになじみの深い「地区別懇談会」が、ことしも各区民会館を会場として、二月七日から開催されます。

この「地区別懇談会」は、区民のみなさんの身近な問題のなかからテーマを選び、講師の方からのお話しの後、出席されたみなさんの話合いを中心に、テーマについて考えていきます。

そして、そこで出された意見や要望は、今後の区政への参考にさせていただきます。

各地区の日程は、下の表のとおりです。どなたでも自由に参加できますので、みなさんお誘合せのうえ、ふるってご参加ください。

なお、地区別懇談会についての問合せは、各出張所へどうぞ。

優良従業員を表彰します

2月15日までに推せんを

区では、三月十六日(水)、千代田区公会堂で、区内の中小企業に働く勤務成績の優良な従業員の方を表彰します。

商店会長や業種別商工団体の代表者の方は、つぎの要領によって推せんしてください。

なお、商店会、業種別商工団体に加入していない事業所の従業員の方については、町会長または東京都中小企業所定着指導員の方が推せんしてください。

推せん基準　区内の中小企業の従業員で、五年以上同じ事業所に勤務し、他の従業員の模範となるひと（すでにこの表彰を受けたひとは対象となりません）

推せん書の提出期限　二月十五日(火)までに規定の推せん用紙に記入して、商工課商工係（区役所三階）に提出してください。

問合せ　商工課商工係

●地区別懇談会の日程など

地　区	テーマ	とき	会場（問合せ）
番町出張所地区	青少年の非行について	2月8日(火)午後6時30分～8時30分	番町区民会館　(☎263-3831)
富士見出張所地区	身近でできる体力づくり	2月15日(火)午後1時30分～3時30分	富士見区民会館　(☎263-3841)
神保町出張所地区	中高年の健康増進について	2月10日(木)午後2時～4時	神保町区民会館　(☎263-0741)
神田公園出張所地区	中高年の健康管理	2月7日(月)午後6時30分～8時30分	神田公園区民会館(☎252-7691)
万世橋出張所地区	安全な消費生活	2月16日(水)午後2時～4時	万世橋区民会館　(☎251-4691)
和泉橋出張所地区	少年の非行化を考える	2月9日(水)午後6時30分～8時30分	和泉橋区民会館　(☎253-4931)

新しい老人医療制度が二月一日から始まります

老人保健法の施行で医療は、このようになります

すでにお知らせしたように、二月一日から、老人保健法が施行されます。

そこで、今号では、いままでの老人医療制度と、新しい制度のちがい、そして、医療を受けたときにかかる一部負担金などについてお知らせします。

☆医療制度のちがい

下の表のとおりです。

☆六十五歳から六十九歳までの寝たきりの方は…

二月一日現在、六十五歳から六十九歳までの寝たきりの方で老人保健法により医療をうける場合には、つぎの書類を添えて、申請してください。

●必要な書類

国民年金証書か障害年金証書、または医師の診断書と保険証

●申請するところ　厚生部福祉課

なお、医療開始の時期は、寝たきりの認定をうけた日の翌月の初日からです。

☆医療をうけたときは、一部負担金がかかります

〔外来の場合〕月・四百円

一部負担金は、医療機関（病院や診療所）ごとに、月の最初の診療日に支払うことになります。

なお、総合病院でかかった場合、各診療科をひとつの医療機関として取扱いますが、医師の指示があった場合は、複数の科を受診しても四百円です。

〔入院の場合〕一日・三百円

一日につき、三百円の負担金を二か月間、支払うことになります。ただし、社会保険等の被保険者本人は、五十日が限度となります。

老人医療制度についてのくわしいことは、福祉課医療助成係に問合せてください。

いままでの老人医療制度とこれからの老人保健法の医療制度のちがい

	いままでは	これからは
対象者	70歳以上のひとで、国民健康保険の被保険者、社会保険の被扶養者でしたが…	70歳以上のひとと65～69歳の寝たきりのひとが対象となります。
窓口に提示するもの	お医者さんにかかるとき(寿)または(福)医療証と「保険証」を病院や診療所の窓口に提示しましたが…	「健康手帳・医療受給者証」と「保険証」を窓口に提示することになります。
一部負担金	老人医療制度により、医療費は無料でしたが…	医療費の一部を自己負担していただくことになります。
所得の制限	老人医療制度では、老人やその家族の所得が一定額以上あるときは対象となりませんでしたが…	今回の老人保健法では、所得の制限はありません。
医療の対象となる日は	70歳の誕生日の属する月の初日からでしたが… **例えば** 70歳の誕生日が → 医療開始日は 2月1日 → 2月1日 2月15日 → 2月1日	70歳の誕生日の属する月の翌月の初日からとなります。ただし誕生日が月の初日であるときは、その月からです。 **例えば** 70歳の誕生日が → 医療開始日は 2月1日 → 2月1日 2月15日 → 3月1日

千代田区ビデオ広報

わがまち千代田

第34号（昭和58年新春号）放映中

主な内容
- 空からおめでとう
- 新春区内風景
- 飯田橋通りに歴史の標柱
- 江戸・東京の郷土玩具 ―牧野コレクションを尋ねて―

健康手帳を差上げます

老人保健法の施行にともない、区では、区民のみなさんの健康管理に役立てていただくため、「健康手帳」を作りました。（写真）

この手帳は、みなさんがお医者さんにかかったときや健康診査、あるいは健康相談などをうけたとき、その内容や結果が記入できるものです。

☆老人保健法により医療をうけるとき必要です

老人保健法の対象となる方（七十歳以上の方など）は、医療をうけるときは、医療受給者証、健康保険者証とともにこの健康手帳を必ず、窓口へ出していただくことになりますので、ご注意ください。

☆健康手帳は、つぎのような方にお渡しします

●六十歳以上の方

一月末までに、全員に郵送します。なお、七十歳以上の方など老人保健医療の対象となる方には、医療受給者証を、また、六十五歳以上の方で、東京都の(福)医療制度の対象となる方には、医療証を同時にお送りします。

なお、二月一日になっても、届かないときは、保健衛生部保健課に問合せください。

●六十歳未満の方（三十歳以上）

希望する方は、二月一日から、麹町、神田両保健所および区役所保健衛生部保健課でお渡しします。

(福)医療証も一斉に新しくなります

六十五歳以上の方を対象とした東京都の老人医療費助成制度は、そのまま継続されます。

ただし、医療をうけるときには、七十歳以上の方と同じように、医療費の一部負担をお願いすることになります。

新しい医療証は、一月末日までに郵送しますが、現在、使っている(福)医療証は、二月一日から、使えなくなりますので、ご注意ください。

いま使っている(寿)(福)医療証は、お返しください

現在、使っている(寿)(福)医療証は二月一日からは使えません。これらの医療証は、お近くの出張所または、老人福祉センターあるいは、区役所福祉課へお返しください。

返す方法は、直接持参していただくか、健康手帳に同封されている回収用封筒をお使いください。

問合せは、つぎのところに

■老人医療については　厚生部福祉課医療助成係へ

■健康手帳については　保健衛生部保健課または、保健所へ

ご利用ください

高齢者のための相談

高齢者の仕事や生活上の悩みについてのご相談に応じます。

とき・ところ
- 2月2日㈬　番町出張所
- 2月3日㈭　万世橋出張所
- 2月4日㈮　神保町出張所

時間は、午前10時～午後3時。

問合せ　千代田区高齢者事業団 ☎234－0028～9

"健康の増進"と"ふれあい"に役立てよう

敬老入浴券

有効期限は3月30日ですので無駄のないように使いましょう。

問合せ　福祉課老人福祉係

「成人の日のつどい」記念作文入選者発表!!

去る一月十五日に成人式を迎えたみなさんから、新成人となるにあたっての「感想」や「抱負」「主張」を述べた記念作文を、昨年募集しました。選考の結果、つぎの方が入選と決りました。

入選（順不同）

■優秀作
- 二十一世紀への課題＝文蔵裕美子さん（神田神保町三－二十七）
- 成人を迎えて＝風呂迫勝義さん（麹町一－四）

■佳作
- 成人の日を前にして＝岡田直子さん（神田神保町二－十九）
- 「成人の日」を迎えるにあたって＝大森かをるさん（平河町二－十一－十）
- 成人の意義＝木村慶子さん（神田淡路町一－十九）

20歳になったら国民年金に

成人式を迎えられたみなさん、おめでとうございます。

二十歳になると、成人としての多くの権利や義務が生じますが、年金制度に加入することもそのひとつです。

まだいずれの年金制度にも加入していない方は、すぐに出張所か区役所国民年金課で手続きを。

あなたの一票　日本の未来をかえてゆく

ことしは選挙の年

都知事選挙　4月10日
区議会議員選挙　4月24日

選挙シリーズ①

標語とポスターは、昭和57年度「明るい選挙作品コンクール」の入選作品です。

ことしは〝選挙の年〟です。

四月には統一地方選挙として、東京都知事選挙と各区の区議会議員選挙・区長選挙が行われます。（千代田区長選挙は行われません＝後述）そして、六月下旬か七月上旬には、参議院議員選挙が行われることになっています。

今回の参議院議員選挙は、参議院全国区制が改正され、わが国で初めての比例代表制が導入されるという大きな変革のもとで行われる選挙です。

こうした統一地方選挙（通常は四年に一度）と国政レベルの選挙が同一の年に行われることは、十二年に一度のことであり、まさにことしは〝選挙の年〟といっても過言ではありません。

なかでも統一地方選挙は、私たちの身近なくらしに最も密接に結びついた地方自治体の選挙です。

こうしてみると、ことしは私たちにとって、選挙権を行使する＝投票をする＝ということが、いままで以上に深い意味をもつ年といえます。

特に、ことし成人を迎えられたみなさんにとっては、初めての選挙ですので、その意義を十分に認識して、棄権をしないようにしましょう。

そこで、私たちの基本的な権利である「選挙権」を、正しく行使できるよう、選挙についてのご案内や投票における注意事項などを、統一地方選挙の日程をおって、今号からシリーズで紹介していきます。

選挙の日程

今回の統一地方選挙は、つぎの日程で行われます。

ただし、千代田区長選挙（任期四年）は、遠山前区長の死去により、昭和五十六年二月八日に行われていますので、今回は行われません。

●都知事選挙

三月十六日に告示され、四月十日(日)が投票日です。

●千代田区議会議員選挙

四月十四日に告示され、四月二十四日(日)が投票日です。

選挙の種類と選挙権

今回は、〝選挙の種類と選挙権〟などについてお話しします。

●選挙の種類には

選挙の種類には、大きく分けて衆議院議員・参議院議員を選ぶ国の選挙と、地方公共団体の議員（都議会議員や区議会議員など）や首長（都知事や区長など）を選ぶ地方選挙の二つがあります。

そして、衆議院議員選挙を**総選挙**、参議院議員選挙を**通常選挙**といい、また、地方公共団体の議員選挙を**一般選挙**、首長選挙を**長の選挙**といいます。

●選挙権とは

選挙権とは、国会議員や地方公共団体の議員や首長を選ぶ権利のことをいいます。

日本国民で、満二十歳以上のひとは誰でも選挙権を持っていますが、地方選挙では、日本国民で満二十歳以上であるというほかに、その選挙が行われる区域（東京都知事選では東京都、千代田区議会議員・千代田区長選挙では千代田区）に三か月以上住んでいることが必要となります。

区議会議員選挙 立候補予定者説明会

千代田区選挙管理委員会では、四月二十四日(日)に行われる千代田区議会議員選挙に立候補を予定している方に対する、立候補届出手続きなどに関する説明会を、つぎのとおり開催します。

とき　二月二十二日(火)、午後一時三十分から

ところ　区役所六階会議室

※なお、説明会に先立って、事前に用意できる書類（立候補予定者説明会受付表）もありますので、あらかじめ当選挙管理委員会まで問合せてください。

選挙管理委員長決まる

昨年十二月に行われた第四回区議定例会で、任期満了にともなう千代田区選挙管理委員の後任を決める選挙が行われ、新委員四名が決りました。（「区のおしらせ」昨年十二月二十日号参照）

これにともない、昨年十二月二十五日に開かれた選挙管理委員会で、委員長に金丸孝義氏、委員長職務代理に小椋正二氏が選ばれました。

■これからシリーズでお知らせする主な内容

1月20日号	○選挙の種類と選挙権
2月5日号	○選挙の日程 ○投票できるひと ○住所を移したときは
2月20日号	○重度身体障害者の方の郵便投票制度
3月5日号	○投票所入場整理券 ○不在者投票 ○都知事選挙立会演説会 ○公営ポスター掲示板
3月20日号	○都知事選挙に投票できるひと ○不在者投票 ○都知事選挙の選挙公報 ○都知事選挙投票所一覧 ○都知事選挙立会演説会
4月5日号	○区議会議員選挙に投票できるひと ○不在者投票 ○公営ポスター掲示板 ○区議会議員選挙投票所一覧
4月20日号	○都知事選挙投・開票速報
5月5日号	○区議会議員選挙投・開票速報

選挙についての問合せは、千代田区選挙管理委員会へ。（区役所三階 ☎264－〇一五一内線441～443）

区営内神田住宅入居者募集

申込み受付は2月1日～7日

「千代田区営内神田住宅」の入居者を募集します。

入居を希望する方は、一月二十六日(水)から配布する「申込みのしおり」をよく読んで、申込んでください。なお、申込みは一世帯一通に限ります。

申込みのしおりと申込書の配布

一月二十六日(水)から、区役所区民部住宅課、区政案内相談コーナー、各出張所で配布します。

申込受付期間

二月一日(火)から七日(月)まで、午前八時三十分から午後五時まで(土曜日は正午まで)

なお、郵送による申込みは、七日の消印まで有効です。

入居年月日　六月一日以降

内神田住宅付近の状況

首都高速道路四号線、本郷通りおよび都道百二号線に面しており、その影響により騒音等があります。

間取り　左図のとおり

問合せ　添付書類や申込受付場所など、区営内神田住宅の入居者募集については、区民部住宅課へ。

●2DK

●3DK

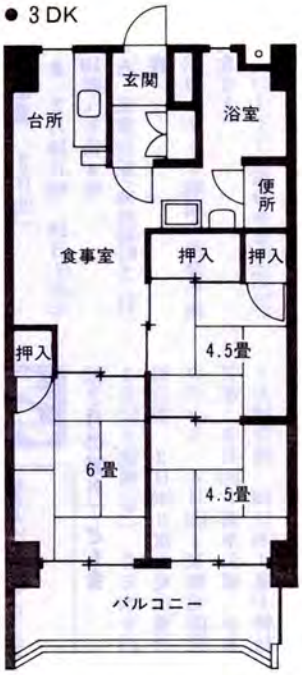

●区営内神田住宅案内図

保育ママを募集中!!

「保育ママ」って何？

保育ママとは、仕事を持ったり、病気などのために育児ができない母親にかわって、自分の家で幼児を保育する家庭福祉員をいいます。

保育する乳幼児は、生後六週間から三歳未満で、三人までです。

区では、つぎの資格にあてはまる方の申出をお待ちしています。

- ●千代田区に住んでいる二十五歳以上六十歳までの婦人
- ●保母、保健婦、看護婦、助産婦、教員のうち、いずれかの資格を持っているか、乳幼児の保育経験があるひと
- ●本人および家族が健康で、六歳未満のこどもがいないひと
- ●保育に専念できるひと（ほかに職業を持っていないひと）
- ●保育に必要な六畳以上の部屋が原則として一階にあるひと（条件に合えば二階でも可能）
- ●電話を持っているひと

保育料など、くわしいことは厚生部管理課に問合せてください。

袖看板・日よけなどの区道占用許可期間が3年に

現在、袖看板などの区道占用は一年ごとに許可をしていましたが、件数増加に伴って、その手続きの簡素化を図るため、許可期間を一年から三年とします。

この適用は、許可期間がことしの四月一日以降から始まるものから実施します。なお、三年許可をするものは、千代田区道路占用規則に規定するもの（袖看板・日よけ・埋せつ管・救助袋固定環など、堅固で耐久力があり、変更の少ないもの）に限ります。ただし、工事関係の一時的なものや商品置場などは、従来どおり一年許可です。

三月に継続占用許可申請書を郵送しますので、早めに申請書に警察署の意見を記入してもらって、占用料を添えて手続きをしてください。なお、翌年や翌々年の占用料はそれぞれの年に一年分の納付書を郵送しますので、金融機関へその都度納めてください。

※道路の占用をするには、警察署の「道路使用許可」が必要です。

これは許可期間が従来どおり一年ですので、毎年、道路使用許可申請書を郵送しますから、記入押印し、警察署へ申請してください。（この際、事務手数料が必要です）

問合せ　土木部管理課占用係

おしらせ

保健所だより

■**精神衛生相談**（予約制）
とき　2月24日(木)、3月24日(木)、午後1時30分～3時
ところ　麹町保健所
申込み　麹町保健所☎212-7814

■**栄養相談**
とき　1月28日(金)、2月25日(金)、3月25日(金)、午前10時～午後4時
ところ　麹町保健所分室（富士見2－2－14）
対象　高血圧や糖尿病などで食事療法を必要とするひとやその家族で5名
申込み　麹町保健所☎212-7814

■**乳がん検診**（予約制）
対象　区内に住む30歳以上の女性
受診料　無料
麹町保健所で実施
とき　2月7日(月)午後1時30分
定員　30名（先着順）
申込み　麹町保健所☎212-7814

●**神田保健所で実施**
とき　3月2日(水)午後1時30分～2時30分
定員　30名（先着順）
申込み　神田保健所☎291-3641

■**胃の集団検診**
とき　2月17日(木)午前9時～10時
ところ　東京都がん検診センター
対象　35歳以上の区民26名
申込み　神田保健所☎291-3641

■**食生活展**（2日間）
とき　2月18日(金)、19日(土)の午前10時～午後4時
ところ　産業会館（神田錦町3-21）
内容
●展示コーナー（職場の給食や病人食など）
●測定コーナー（塩分や血圧測定）
●相談コーナー（栄養、保健など）
●講演会（18日午後2時～3時30分「健康づくり」）
問合せ　神田保健所☎291-3641

児童館だより

一番町児童館　☎230－0866

●**バレーボールを楽しみませんか**
2月3日(木)午前10時～11時30分お母さん方を対象に、2月いっぱい毎週木曜日に行います。当日申込みですので、運動しやすい服装でおいでください。

富士見児童館　☎262－1040

●**たこあげ大会**　2月6日(日)
荒川土手でたこをあげよう！くわしいことは児童館まで。

神田児童館　☎253－6021

●**児童館親睦卓球大会の神田児童館卓球予選会**　2月2日(水)、5日(土)のいずれも午後2時から

●**映画会**　2月5日(土)午後2時から「日本昔話＝しおふきうす」「蒸気機関車の詩」

野外こども会

■**2月の野外こども会**
1日(火)＝龍閑(児)　2日(水)＝西神田公園　3日(木)＝富士見出張所ピロティー　4日(金)＝東郷元帥記念公園　8日(火)＝錦華公園　9日(水)＝芳林公園　10日(木)＝築土神社　15日(火)＝岩本町二丁目(児)　16日(水)＝佐久間公園　17日(木)＝北の丸公園皇宮警察寮庭　18日(金)＝心法寺(児)　22日(火)＝神田児童公園　23日(水)＝平河天神(児)
時間はいずれも午後2時から3時まで。(雨天・強風の場合は中止)プログラムは鬼ごっこです。
問合せ　一番町児童館☎230－0866

総合体育館

☎256－8444

■**リズム体操教室**（5日間）
とき　2月23日から3月23日までの毎週水曜日、午後2時～3時30分
ところ　総合体育館主競技場
対象・定員　区内在住の婦人70名
申込み・問合せ　総合体育館へ。

■**個人利用はできません**
2月11日(金)の夜の部は、祝日のため団体利用となりますので、全施設とも個人での利用はできません。

老人福祉センター

☎265－3981

■**節分豆まきと演芸会**
とき　2月2日(水)午後1時から
演芸　落語と奇術
※豆まきをしてくれる60歳以上の年男・年女（亥年生れ）の方、2月1日(火)までにセンターへ。

☎電話番号が変りました
区立錦華幼稚園の電話番号が、1月7日から左記のように変りました。
新しい電話番号☎291-8211
（旧☎291-3835）

青果物消費者サービスデー
2月3日(木)・17日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉消費者サービスデー
2月12日(土)
赤いノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
2月9日(水)・23日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

寄付

社会福祉事業資金として
金10万円
中央若杉会神田支部殿

社会福祉事業資金として
金27万325円
佐久間小学校創立八十周年記念事業協賛会殿

身体障害者事業資金として
金10万円
岩本町1－3－6福崎良一様

社会福祉事業資金として
金20万円
東京日比谷ライオンズクラブ殿

区立施設巡回バス
区役所に用事のあるとき
保健所などの施設へでかけるとき
どなたでもご利用ください

不法電波をなくすために

ハイパワー市民ラジオは違法です

不法電波を一掃するため、昭和58年の1月からは、不法電波を発射する無線機を持っているだけでも罰金が科せられます。
問合せ　郵政省関東電波管理局へ。
・受信障害については…☎243-4723
・無線機などについては…☎243-4704

ごあんない

■**確定申告の説明会と個別申告相談**
所得税、特別区民税・都民税、個人事業税の申告書の書き方などについての説明会を行います。
なお当日会場では、相続税、贈与税についての相談にも応じます。
とき・ところ
・2月1日(火)　神保町区民会館
・2月2日(水)　神田公園区民会館
・2月3日(木)　万世橋区民会館
・2月4日(金)　和泉橋区民会館
・2月9日(水)　区役所10階会議室
いずれの会場も時間は、午後1時30分～4時
くわしいことは、左記へ問合せを。
所得税については
・麹町税務署　☎294－4551
・神田税務署　☎294－4811
個人事業税については
千代田都税事務所☎252-7141
特別区民税・都民税については
区役所税務課課税第一係

■**給与支払報告書・法定調書提出は1月31日(月)までに**
昭和57年中に、給与や報酬などの支払いをした事業主の方は、支払調書の合計表と法定調書を、所轄の税務署に提出してください。
給与支払報告書は、昭和58年1月1日現在の受給者の居住している区市町村に提出してください。
提出期限は1月31日(月)です。
記載方法などの問合せは左記へ。
給与支払報告書のことは
区役所税務課課税第一係
支払調書のことは
麹町税務署資料部門☎294－4551または、神田税務署資料部門☎294－4811

■**私立幼稚園児のいる家庭に補助金を差上げます**
区では、私立幼稚園に通う園児の保護者の方に補助金を差上げています。
今回は、昭和57年度下半期分(57年10月から58年3月)の申請を受付ます。なお、上半期分の申請をお忘れになった方は、今回、全期分(57年4月から58年3月)の申請を受付ます。
対象となるひと　区内に住み3歳、4歳、5歳のお子さんを私立幼稚園に通園させている保護者
補助金（月額）
・3歳児（昭和53年4月2日～54年4月1日生れ）……千200円
・4歳児（昭和52年4月2日～53年4月1日生れ）…2千200円
・5歳児（昭和51年4月2日～52年4月1日生れ）…2千200円
申請期間　2月1日(火)～28日(月)
申請先・問合先　総務部総務課

■**千代田荘からのお知らせ**
●**2月の利用できない日**
・箱根千代田荘＝9日(水)、23日(水)～25日(金)
・湯河原千代田荘＝2日(水)～4日(金)、16日(水)
●**3月の利用できない日**
・箱根千代田荘＝2日(水)、16日(水)～18日(金)
・湯河原千代田荘＝2日(水)～4日(金)、16日(水)
●**3月の土曜地区割当は行いません**
●**空室の予約は22日から毎日受付ています。電話で問合せを。**
申込み・問合せ　区民課区民係
■**ご利用ください「商工相談」**
区では、区役所と産業会館で、経営上の諸問題についての相談をお受けしています。
相談料は無料で秘密厳守です。
相談場所・相談日
・区役所3階区民部商工課（☎264-0151内線622、専用直通電話☎262－5214）
毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前10～午後4時
・産業会館4階（神田錦町3－21☎233－1461）
毎週月曜日～土曜日（祝日を除く）の午前10時～午後4時
問合せ　商工課商工係

みんなでスポーツを

■**スキー講習会**（山形県蔵王）
とき　3月10日(木)～13日(日)（10日午後11時区役所前出発）
ところ　山形県蔵王温泉スキー場
参加資格　区内在住・在勤者
募集人員　100名（先着順）
参加費　2万8千円
申込み・問合せ　2月1日(火)から申込金1万3千円を添えて直接、社会教育課体育係へ申込みを。

募集します

■**千代田区少年野球連盟審判員の募集**
千代田区少年野球連盟では、広く区民の方々に呼びかけて、少年野球の審判員を募集しています。
野球が大好きな方であれば、どなたでも応募できます。
こどもたちといっしょに白球を追ってみませんか。
資格　区内在住・在勤の満20歳以上の男子
申込み・問合せ　ハガキに住所、氏名、年齢、野球歴、自宅及び勤務先の電話番号を記入して、2月28日(月)までに、千代田区教育委員会社会教育課体育係(〒102千代田区九段南1－6－11)へ。
後日、連盟が説明会を行います。

納期のおしらせ
特別区民税・都民税第4期分
納期限は**1月31日(月)**です。

2月の休日診療当番医（内科・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　昼印は午後5時まで　夜印は午後5時～10時

6日	中島医院	☎261-9319	隼町3－11
	昼神田クリニック	☎252-0621	内神田3-15-4
	夜同和病院	☎251-2141	神田淡路町2-8
11日	新飯田橋内科診療所	☎262-3787	飯田橋2-7-4
	中央診療所	☎251-7069	内神田2-4-14
13日	福田医院	☎261-8727	五番町6
	同和病院	☎251-2141	神田淡路町2-8
20日	柳下医院	☎261-1261	平河町1－7
	須田町医院	☎251-2097	神田須田町1-8
27日	飯田橋診療所	☎230-1800	飯田橋3-9-6
	昼赤松内科医院	☎256-2907	鍛冶町2-2-9
	夜同和病院	☎251-2141	神田淡路町2-8

夜間・休日の急病は
消防庁テレホンサービス
☎212-2323

東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

江戸・東京博物館を千代田区へ!!

「規模と立地条件」について「区民の会」で討議

昨年の十二月十七日、午前十一時から「千代田区へ江戸・東京博物館を誘致する区民の会」が、区役所で開かれました。

会議では、十一月三十日、東京都から発表された同博物館の建設に関する「報告書」についての説明があり、引続き討議を行いました。

そして、皇居周辺は、「報告書」が提示している立地条件に照らして、難かしい点もあるが、なお、有力な建設候補地のひとつであることの間違いないことを確認し、今後の取組み方の具体策については引続いて、検討を続けていくことを決め、閉会しました。

☆　☆　☆

討議の中心となった規模と立地条件について、同報告書に述べられている内容を、つぎにご紹介します。

■江戸東京博物館建設懇談会報告書（二十一世紀の都民文化創造と新たな博物館のあり方を求めて）**から**

第五章　規模と立地

☆**来館利用者数**　年間百万人以上

☆**規模**

〔敷地面積〕　十万平方㍍以上

〔建物面積〕

延床面積三万三千平方㍍

☆**立地条件**

〔考え方〕明治以降、今日にいたる東京の発展と二十一世紀を展望する視点に立てば、東京都全域が検討の対象となる

〔用地選定上の留意点〕

- ●来館が容易であること
- ●用地取得の実現性があること
- ●将来の拡充が可能であること
- ●法規制がゆるやかであること
- ●災害、公害に対して安全であること
- ●周辺環境と調和していること
- ●関連公共施設に配慮すること

毎日の消費生活を問いただす
第4回千代田区消費生活展

私たちは、毎日の消費生活で、さまざまな疑問や問題に直面することがあります。

それらのなかには、個人の力では解決できないものもかなりあります。

そこで、身近なくらしについてみなさんとともに考え、かしこい消費者となることをめざして、「第四回千代田区消費生活展」を開催します。

毎日の生活の中で抱くさまざまな問題や疑問を、参加グループが自主的に調査、学習し、その成果をパネルや実物で展示・発表するほか、相談も受付ます。

みなさんお誘合せのうえ、ふるってご来場ください。

とき　二月十八日(金)、十九日(土)の午前十時から午後四時まで

ところ　産業会館（神田錦町三―二十一　☎233―一四六一）

問合せ　商工課消費経済係

千代田区の文化財

1旧江戸城田安門

旧江戸城の九十二城門（慶応三年の調べによる）のひとつ、田安門。

江戸時代、この門の前一帯を田安の台ともいい、下総・安房（千葉県）方面まで見える絶景の地であったという。

この田安門が創られた年代は明確ではないが、扉釣金具に――寛永十三丙子暦九月吉日　九州豊後住人　御石火矢大工　渡辺石見守康――と刻まれている。

この銘にある寛永十三年（一六三六年）は、第三代将軍家光による江戸城外郭工事がほぼ完成した年である。

田安門もこの時修復したものと考えられている。

また、豊後の国は大砲を造った大友宗麟の国であり、石火矢大工とは大砲鋳造者のことで、世も泰平になり、その技術を買われ、釣金具の製造にあたったといわれる。

江戸城完成後、門の内、北丸は代官屋敷や大奥に仕えた女たちの退隠所などを経たのち、享保十六年（一七三一年）、八代将軍吉宗の子宗武によって、田安家が創立された。

国・重要文化財

- ●田安門、高麗門、本瓦葺、塀二棟
- ●櫓門　脇戸付櫓門、入母屋造、本瓦葺

田安門・高麗門（右）と脇戸付櫓門（左）

銘の刻まれた釣金具（高麗門扉）